

ながくて・学び・アイ講座運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教えること、学ぶことをそれぞれの立場で学び、学習機会の提供と講座をとおして、住民相互の交流を図り、生涯学習を推進する事業を行うため、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この講座の名称は、ながくて・学び・アイ講座（以下「講座」という。）とする。

(講座)

第3条 講座は、その内容が営利活動、政治活動及び宗教活動につながるもの並びに本事業の趣旨に反するものは、開講することができない。

2 講座は、長久手市公民館等を会場とし、既存の設備を利用するものとする。ただし、特別の事情があり、長久手市長が認めた場合には、長久手市内の他の公共施設で開講できるものとする。

3 講座は、全回をとおして同一曜日の同一時間に開講するものとする。

4 講座の定員及び開講要件は、別表1のとおりとする。

5 講座は、90分を1回とし、4回までとする。ただし、長久手市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(講師)

第4条 受講生に教えることを通して、講座の企画・運営方法等を学ぶ機会を提供するため、講師は、満18歳以上の者を公募する。

但し、学習機会の提供と講座をとおして、講師と受講生の住民相互の交流を図ること及び地域の人材育成を図るため、長久手市在住の講師を優先する。

2 講師は、ながくて・学び・アイ講座講師申込書（様式第1号）、同講座計画書（様式第2号）及び誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

3 実技指導講座で長久手市長が特に必要と認める場合は、サブ講師（アシスタント）が講座を補助することを認める。

4 講師経験が少ない講師に関しては、講座の助言者が講座を見学することを認める。

5 講師は、受講生の安全確保と講座の円滑な運営に努めなければならない。

(受講生)

第5条 受講生は、長久手市内在住、在勤又は在学の者とする。

2 受講希望者は、長久手市が指定する期間内に、指定の方法で応募しなければならない。

3 受講生は、講座の円滑な運営に協力しなければならない。

(決定方法及び選定基準)

第6条 採用する講師の審査は、長久手市社会教育委員長が指名する長久手市社会教育委員3名によって行い、長久手市社会教育委員会において承認決定を行うものとする。

2 講師選定基準は、別表2ながくて・学び・アイ講座審査基準表のとおりとする。

(謝金)

第7条 長久手市が講師に支払う謝金は、1回につき5,000円とする。

2 サブ講師に支払う謝金は、1回につき1,200円とする。

(受講料)

第8条 受講生は、講座に関わる経費額(講師謝礼)の一部を負担するものとし、1回につき300円の受講料を納付しなければならない。

2 納付された受講料は、還付しない。

(教材費等)

第9条 講師は、材料費等の実費を受講生から徴収することができる。

(休講)

第10条 長久手市に、暴風警報、東海地震注意情報又は東海地震警戒宣言のいずれかが発令された場合は、下記により休講とする。

(1) 午前8時30分現在発令中の場合 午前の講座を中止

(2) 正午現在発令中の場合 午後の講座を中止

2 やむを得ず休講となった場合は、補講等を行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めのないことは、その都度長久手市長が決定する。

附 則

この要綱は、平成20年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

別表 1

貸室名	定員	開講要件
研修室	15人以上	10人以上
講義室	10人以上	7人以上
教養会議室		
和風会議室		
学習室 1		
学習室 2		
学習室 1・2 の 1 室使用	12人以上	8人以上